

第132回宗教法人審議会議事要旨

日 時 平成8年4月26日（金）10：00～14：00

場 所 文部省5B会議室

出席者（敬称略）

（委 員）三角会長，出居，上村，岡本，加藤，佐藤，白幡，新堂，
白柳，竹田，中村，力久の各委員

（文化庁側）吉田文化庁長官，小野文化庁次長，西澤文化部長，佐々木宗務課長

その他関係官

◆議 事 等

1. 昨年の宗教法人審議会の報告の取りまとめの経緯もあり，議題の順番を変えて「今後の宗教法人審議会の運営について」から議事を進めてもらいたいという意見があり，前回（平成7年9月29日）の報告書取りまとめと，今後の審議会の運営について意見交換がなされた。その概要は，以下のとおり。
- 審議会での意見がどれだけ反映されていくのか疑問がある。審議会は，単に意見を聞くというものに過ぎないのか。もしそうであるなら，前回の審議は意味がない。そのことを含めて話し合うべきではないか。
- それぞれの立場の違いから，一つの現象を見たときの重点の置き方が違うのは避けられない。9月29日には，各委員がどのような立場で審議していたのかを明らかにした上で，文部大臣に伝えて欲しかったが，あたかも全会一致のような表現で報告書が提出されてしまった。もう少し現場に配慮して欲しい。
- 昨年の特別委員会，審議会総会では，いろんな意見が出され審議は十分に尽くされて，議論は濃密だった。報告に大方の意見とあるのも，認識としては間違っていない。
いろいろ評価はあるが，あの報告は一つの，会議としてのまとめ方であった。
今後，委員の全体の雰囲気と，個々の委員の考え方を対外的にどう表現するのかは，その都度考える余地がある。
- 報告に関する審議そのものはいろいろな意味できちんとやった。その中で世論の80％が賛成ということも本当に宗教法人法全部がわかって賛成しているのかと思いつつも，一つのあるべき方向が出された。しかし，9月29日の状況は，もう一度全体を見直すべきと考えていたが，それがなされなかった。報告のとりまとめ方を含めた総括が必要である。あの報告は，宗教弾圧であったと思っている。

○ 昨年の報告は、信教の自由を守りながら、世論も考慮して、一番よいところに落ち着いたと考えている。宗教弾圧というのはどうか。

○ 具体的な論点については十二分な審議がつくされたと考えている。審議会として、特別委員会に審議を願い、その内容については中間報告も受け、その際にも論点について意見を述べあっている。特別委員会に具体の検討を付託したのだから、審議会として、特別委員会の結論が認められるかどうかについては、了承されたというふうに審議が進んだ。宗教弾圧というが、この点がこうだから信教の自由に反するというような具体的な話ではなく、時間をかけないことが信教の自由に反するという議論であったとの印象がある。

具体的な論点については、特別委員会でも総会でも審議された。早い遅いは主観的な問題である。議論は、信教の自由を侵すものではないという大前提のもと行われたものであり、報告を了承した段階で改正そのものが宗教弾圧であるとの議論はいかなるものか。特別委員会でも、総会でも、十分議論が尽くされている。

○ 報告については、その内容面と改正のタイミングの2つが問題とされている。内容面については、信教の自由を侵害するものでは決してない。むしろ、社会とのある種の接点をつくることで、自治能力を高めて現代社会における宗教の意義を発揮させるという考え方でいた。内容面について弾圧ととらえられるのは、心外である。

報告書が最初に、現行宗教法人法の基本を維持すべきであると謳っていることには大きな重みがあると受けとめるべきである。これこそが審議会の出発点とすべきペーパーであり、その原点を大切にす限り、あの時点で一つの答を出したことは、タイミングの意味でも正しかったと考える。

○ 当時の世論の要望と、宗教法人審議会の使命を考えれば、審議会として最低限一致すれば、是非社会に発表すべきであると考えていた。あの時点で報告を提出しなければ、それこそ、宗教法人審議会の存在意義を疑われるように感じられた。その意味では、タイミングの面でも我々は正しい対応を行ったと考えている。

○ 一人一人がそれぞれの見識に基づく「真実」を持っており、他の人間が意見を変えたり、説得することは無理な場合がある。

昨年の審議であるが、審議会においては強い反対論もあった。タイミングの問題からの慎重論もあった。しかし、反対論や慎重論は具体的なものではなかった印象を持っている。

反対論については、単純に言えば、イヤなものはイヤという具体的な理由を踏まえないものであったという印象がある。

慎重論については、同じ議論の堂々巡りであり、もう一度検討してもまとまるものではないという感じだったので、一人一人の賛否を問うたり、投票は行わなかった。それらのことについて、大臣への報告の際にも、記者会見の際にも、説明し、全体としてそのような形で対応した。

議事の進め方に不満があったのも事実であるが、当時、取りまとめを任せていただくことへの反対は2人ぐらいであったと考えており、7人という認識はなかった。7人の委員が文部大臣に意見書を提出したことは後になって知ったことである。

2. 平成7年に成立した「宗教法人法の一部を改正する法律」（平成7年法律第134号）

について事務局から説明を行った。

委員から審議会委員の増員について質問があり、事務局から学識経験者を中心に増員することになるとうの説明を行ったことに対して、学識経験者がすべて宗教界と反対との前提ではないが、宗教界の現場の声が上がるようにして欲しい、日本宗教連盟に入っていない宗教団体もあり、そのバランスをどうするか等の意見があった。

3. 宗教法人法附則第23項の規定による一会計年度の収入額が寡少である額の範囲について諮問が行われ、検討がなされた。金額を決めるべきではないとの意見や、もっと慎重に決定すべきとの意見も出されたが、大方の了解が得られ、「8千万円以内」に決定し、今後社会状況等の変化に応じ適切に対応していくべきとの文言が答申に入れられることとなった。意見の概要は次のとおり。

○ 1億円以上の法人は職員を揃えてきちっとしているので、1億円にして欲しい。

○ 平成8年度の政府税制要綱では、収益事業を行わない宗教法人についても、年収5千万円以下のものを除き、収支計算書を所轄税務署長へ提出することが義務付けられた。所轄庁へ収支計算書を提出することは理解できるが、税制上そのような措置がなされたことは、宗教活動への介入と受け取られるのではないか。

○ 金額で小規模法人を決めるのは、法の平等に反するので金額を決めるべきではない。みんな自浄努力でやっていくなれば、小規模法人も含め、やるべき事をやろうと訴えるのが審議会の役割だと思う。審議会でいろいろな意見があっても、最終的に文部大臣の権限で決めるというのは、まさに国家権力であり、弾圧の第一歩と思わざるを得ない。

議論しないなら不信任動議を出さざるを得ない。宗教界も自浄努力しているのに8千万円と決めることによって、それがおろそかになるおそれもある。社会的なことも踏まえてもう一度議論してもらいたい。また、行政改革をやっていく中で、宗教法人から提出される大量の書類を処理できるのか。

○ この問題については、報告の審議の過程で委員の方から小規模なところは考慮して欲しいということを書いて反映してもらったのだから、諮問に答えていくべきである。

○ 急に作成させることは難しいし、また当分の間の措置でもあり、8千万円として始めるのも一つの決め方である。

- 自浄努力と法律の義務を免除することは別のことであり、法律が義務を免除しても自浄努力の必要がないということではない。義務が守られるところで決めていく方が実践的である。

寡少な収入の宗教法人に法律上、収支計算書の義務付けが行われれば、宗教活動に実質的な影響を与えかねないので、特例を設けているという積極的な意味を考えていくべきである。

- 8千万円でよいが、答申に、今後宗教法人の実態や社会状況を見極めて、必要な場合には見直しを行っていく旨の付記をしてはどうか。

- 法改正は、宗教法人審議会の報告を受けてなされており、額が審議会で決定されないと、将来にとってむしろ重大な問題となる。

4. 審議会の議事の公開等について審議が行われ、個別の行政処分や不服審査の調査審議については、従来どおり非公開とし、宗教法人制度に関する事案については、議事要旨を原則公開することとし、今回の審議会から適用することが申し合わされた。

5. その他報告案件（オウム真理教解散命令請求事件、平成8年度宗務課予算など）が事務局より説明された。主な意見は以下のとおり。

- 宗教情報センターは、宗教界の自助努力でなされるべきであり、現在その準備のための集まりも持っている。宗教界の自助努力を考えず、文部省が意欲をしめすことは宗教界の反応が厳しくなると考える。

- これまで、研究者と宗教界の交流をつうじて、いろいろな仕事が企画されてきたが、経済的な問題で挫折してきた。宗教界は超宗派的な活動にはやや消極的であり、宗教界のみの自助努力では難しいのではないか。